

Audit Committee Brief



Audit Committee Briefは、監査委員会にとって重要な問題や考察をタイムリーに取り上げることに注力しています。ご質問やご意見、ご提案のある方は、auditcommittee@deloitte.com宛にご連絡ください。

[Brief アーカイブの閲覧](#) | [Audit Committee Resources アプリケーションのダウンロード](#)

注目の公表物や話題

現在のSECおよびPCAOBの動向に関する2015年度米国公認会計士協会(AICPA)全国会議のハイライト

Heads Upの最新号は、3日間の日程で開催された現在のSECおよびPCAOBの動向に関する今年度のAICPA全国会議から、重要な洞察を抜粋しています。本会議は、現行の会計基準、財務報告および監査実務について、SEC、PCAOB、FASB、IASBのメンバーや、他の専門家グループによるスピーチや質疑応答の形式で行われました。PCAOBおよびSEC双方の当局者は監査委員会に関連する議題を取り上げ、監査委員会の仕事量や開示、企業の財務報告に係る内部統制における監査委員会の役割等についてスピーチしました。

[詳細を見る](#)

2016年度へ向けての監査委員会の備え

議決権代理行使シーズン

コンプライアンス・ウィークの本記事は、来る2016年度の議決権代理行使シーズンに向けて、COSOフレームワークや監査品質指標の賢い活用方法の特集しています。ますます厳しい監視の運営に直面する監査委員会を支援する内容です。

[詳細を見る](#)

デロイトの2015年監査委員会シンポジウムのハイライト

デロイトの2015年監査委員会シンポジウムの焦点は「未来を見据える」でした。短期的には来年度の監査委員会の議題の設定について、より長期的には今後の監査についての想定と、長短期の双方から未来を見据える講演となりました。各セッションの洞察は本文書でご共有いただけます。議論のたたき台としてぜひご活用ください。

[詳細を見る](#)

IIAレポート、内部監査の業績測定について強調

内部監査人協会(IIA)の最近の報告書は、付加価値をもたらす内部監査活動と、業績測定方法との間に生じることが多いギャップについて考察しています。IIAは、付加価値をもたらすものとは何か、望ましい業績測定とは、そして内部監査の品質および業績プロセスを支えるために最もよく使われている手法やツールについて調査を行い、本報告書に調査対象者の見解をまとめています。また、価値ある保証や洞察力、客観性を実現する内部監査に役立つ具体的なステップも盛り込まれています。

[IIA レポートを見る](#)

監査委員会を成功に導く鍵は、コミュニケーションと人間関係
監査委員会の負担がますます増えていく中で、組織的なリスク管理や監督を遂行する上で重要となるのが、強固な関係性と効果的なコミュニケーションです。財務担当経営者協会（Financial Executives International, “FEI”）が発行する *Financial Executives International Daily* のこの記事は、FEI 主催の会議（財務報告上の現在の問題を討議する年次会議）の内容をまとめたもので、拡大する監査委員会の権限の管理に対処するための関係性の構築のほか、継続的な問題や新展開の問題に関する経営者の会話の重要性も掲載されています。

[詳細を見る](#)

テクノロジーが年度監査を変えていく

内部統制や会計上の見積り、収益認識を取り巻く基準を含めた、監査基準の遵守に対する要求は、監査の見直しを迫るミッションとなって監査専門家に突きつけられています。コンプライアンス・ウィークに掲載されたこの記事は、このミッションを遂行する道のりにおける主要な検討事項として、テクノロジーを特集しています。

[詳細を見る](#)

規則の制定や基準の設定に関する動向

反コーポレート・インバージョン・ルールが新たに公表されました。

IRSは11月に、反コーポレート・インバージョンに関する新しい規定を公表しました。この規定は、米国法人税を納付しない海外子会社の収益に対して、米国親会社（inverted company）による入出金の抑制を目的として制定されています。コーポレート・インバージョンは、米国を拠点とする多国籍企業が、自社の所在地を海外に移すことを目的に外国企業を買収する場合に発生します。この新規定は、2015年11月19日以後に完了する買収取引から適用される予定です。

[詳細を見る](#)

11月12日・13日に開催されたPCAOB常任諮問グループ会議の概要

PCAOBは、現在および今後の基準設定活動の概略を含む、最近の動向に関する最新情報を提供しました。さらに常任諮問グループのメンバーは、監査や監査人、またはPCAOBに影響を与える可能性のある監査品質指標や新たな問題に関する分科会にも出席しました。PCAOBスタッフは、専門家の作業の利用に関する本委員会のプロジェクトの状況についても議論しました。

[詳細を見る](#)

FAST法の成立により、JOBS法やSECの開示規定が変更

オバマ大統領は先日、米国の陸上交通の整備に関する Fixing America's Surface Transportation (FAST) 法に署名しました。FAST法の成立により、新興成長企業の株式公開に関連するJOBS法の改正が含まれるほか、SEC Form 10-Kや規則S-Kの開示規定が変更され、有価証券の相対取引による転売に関する免除規定も新たに制定されます。

[詳細を見る](#)

近日配信予定のDbriefs

Audit committees and CFOs: Building an effective partnership

監査委員会とCFO: 効果的なパートナーシップの構築

1月27日、午後3時(米国東部標準時)

[詳細を見る](#) | [今すぐ登録する](#)

Cyber risk appetite: Anticipating the wider business impact of a cyber breach

サイバーリスクの選好度: 幅広い企業に影響が及ぶサイバー違反を予測

1月28日、午後2時(米国東部標準時)

[詳細を見る](#) | [今すぐ登録する](#)

[近日配信予定のDbriefsの一覧を見る。](#)

デロイトのその他のリソース

[Audit Committee Briefその他の刊行物の購読を申し込む](#)

[監査委員会向けのページ](#)

[コーポレートガバナンスセンター](#)

[USGAAPPlus](#)

[Accounting for Income Tax: Quarterly Hot Topics](#)

[ウォール・ストリート・ジャーナル掲載のリスク&コンプライアンスにおけるデロイト投稿記事](#)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数です。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。